

相談業務に係る確認事項～新型コロナウイルス感染症防止対策について～

京都府スーパーサポートセンター

令和5年4月17日

相談支援を実施するにあたり、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～（文部科学省 2023.4.1 Ver 9）の感染症対策を基本として、また、文部科学省からの通知や京都府の通知等より、相談者及び相談業務にあたるスタッフの感染防止に努めるため、以下に今年度の確認事項を更新しましたのでお知らせします。

令和5年度の相談支援業務より見直しを行いますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

1 体調確認について

令和4年度までとの変更点

【来所相談】

- (1) 来所予定日の2週間前の体調の記録の依頼、来所日の前日の体調確認、来所時の検温はいたしません。
- (2) 万が一、相談日に体調不良（発熱等）がありましたら御連絡ください。

【巡回相談】

- (1) 巡回相談前日の、体調確認の電話連絡は行いません。
- (2) 万が一、相談日に体調不良（発熱等）がありましたら御連絡ください。

2 相談支援を行う上での感染防止対策について

- (1) マスクの着用について、来所者、スタッフ共に着用について求めないことを基本とします。スタッフのマスク着用について御要望がありましたら仰ってください。
※聴覚支援担当のことばの相談等では、フェイスシールドを着用することがあります。
- (2) 三密を避けるための対策は、引き続き実施します。
(部屋の換気・人と人との距離の確保・手洗い等の手指衛生)

3 その他

- (1) 相談支援に係る確認事項で、質問や相談等がある場合は、御連絡ください。
- (2) 支援地域の感染症の状況や、通知文等に応じて、内容を見直すこともあります。
- (3) 状況に応じて臨機応変に対応いたしますので、上記の限りではない場合もあります。御了承ください。